

## 結核患者入退院届

病院の管理者は、結核患者が入院または退院したときは、7日以内に最寄りの保健所長に届け出ることになっていますので、この用紙にご記入のうえ、届け出をしてください。

京都府知事様

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条の11第1項の規定により、以下のとおり届け出る。

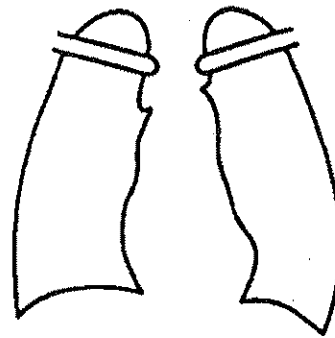
報告年月日 平成 年 月 日

病院の名称 及び所在地	
----------------	--

病名	患者の氏名	住所
(患者が未成年の場合)	保護者の氏名	住所

入院・退院 ※ どちらかに、○をしてください。

(入・退) 院年月日 .....年.....月.....日 (退院の場合は、以下も記入してください。)

患者の年齢	性別	職業
<u>エックス線所見</u> .....年.....月.....日撮影 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>		<u>喀痰所見</u> .....年.....月.....日検査 塗抹+- 培養+- 菌排泄の有無 有・無  <u>赤沈所見</u> .....年.....月.....日検査 1時間値.....mm 2時間値.....mm  <u>理学的所見</u> ..... <u>その他の所見</u> .....
<u>学会分類</u> .....		

(裏面)

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律抜粋

### (病院管理者の届出)

第五十三条の十一 病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、七日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

- 2 保健所長は、その管轄する区域内に居住する者以外の者について前項の届出を受けたときは、その届出の内容を、当該患者の居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則抜粋

### (病院管理者の届出事項)

第二十七条の六 病院の管理者は、結核患者が入院したときは、法第五十三条の十一第一項の規定により、次に掲げる事項を文書で届け出なければならない。

- 一 結核患者の住所、氏名並びに結核患者が成年に達していない場合にあつては、その保護者の氏名及び住所

二 病名

三 入院の年月日

四 病院の名称及び所在地

- 2 病院の管理者は、結核患者が退院したときは、法第五十三条の十一第一項の規定により、次に掲げる事項を文書で届け出なければならない。

一 結核患者の氏名、年齢、性別並びに第四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 病名

三 退院時の病状及び菌排泄の有無

四 退院の年月日

五 病院の名称及び所在地